

利用者自治会 かぜのはるか 会則

（名称及び所在地）

第1条 この会は利用者自治会 かぜのはるかといひ、事務局をゆずりは会 ゆずりは内におきます。

（目的）

第2条 この会は、会員の日ごろの生活について話し合つたり、家族と利用者が楽しめるような行事を行い、交流と親睦を深め、地域生活をしていくことに役立たせていくことを目的とします。

（活動内容）

第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行います。

- (1) レクリエーションを年5回行ひ、交流と親睦をはかります。
- (2) 毎日のおやつを会費から出します。
- (3) 外注のおべんとうは、会員で相談して業者を決めます。
- (4) 機関紙の発行を年2回します。

（会員）

第4条 会員はかぜのはるかに入会し、会の趣旨に賛同する人。

（役員）

第5条 この会に次の役員をおきます。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 書記 2名
 - (4) 会計 2名
1. 役員任期は2年とします。毎年度4月～3月を任期とし、役員交代は4月からとします。
 2. 役員再選は2回までとします。

やくいん しごと
(役員の仕事)

だい じょう
第6条

1. かいちょう かい だいひょう かいぎ しき
会長は、この会を代表し、会議を仕切ります。
2. ふくかいちょう かいちょう たす かいちょう じこ かいちょう か
副会長は、会長を助け、会長に事故があったときは会長の代わりをします。
3. しょき
書記は、この会の記録などをつけます。
4. かいけい よさん けっさん さくせい かね だ い かんり たかいけい じ む しょり
会計は、予算・決算の作成、お金の出し入れの管理、その他会計事務を処理します。
かいけい しょくいん だいこう
会計は、ゆずりはの職員に代行してもらうこともできます。

そうだんやく
(相談役)

だい じょう ほんかい そうだんやく
第7条 本会に相談役をおくことができます。

1. そうだんやく ほんかい もくてき さんどう ほんかい うんえい じよげん
相談役には、本会の目的に賛同するものがあたり、本会の運営について助言します。

かいぎ
(会議)

だい じょう ほんかい うんえい そうかいおよ やくいんかい おこな ぎけつ しゅつせきしゃ かはんすう けつてい
第8条 本会の運営は総会及び役員会で行い、議決の出席者の過半数をもって決定し
ます。

かいひ
(会費)

だい じょう かいひ かげつ えん
第9条 会費は1ヶ月1,000円とします。

かつどう
(活動)

だい じょう した かい たつき かつどう はなしあい
第10条 下にした月に活動や話し合いをします。

- がつ 4月・・・ゆずりは後援会の総会で役員を紹介します
- がつ 5月・・・行事
- がつ 8月・・・行事
- がつ 10月・・・行事
- がつ 12月・・・行事
- がつ 3月・・・行事

そうかい やくいんかいせん じねんど ぎょうじけいかく はな あ
総会：役員改選、次年度の行事計画の話し合い

い じょう
以上